

秋田県条例第八十四号

秋田県立男鹿水族館条例

(設置)

第一条 魚、海獣等との触れ合いを通じた学習の機会を提供し、並びに県民の自然保護及び地球環境保全についての理解を深めるとともに、観光レクリエーション活動のための利便の増進を図るため、秋田県立男鹿水族館（以下「水族館」という。）を男鹿市戸賀塩浜字壺ヶ沢に設置する。

(入館料の徴収)

第二条 水族館に入館する者から、別表に定めるところにより、入館料を徴収する。

2 入館料は、入館する際に徴収する。ただし、回数券及び定期券による入館料については、これらを発行する際に徴収する。

3 前項本文の規定にかかわらず、知事は、特別の理由があると認める者については、入館料を後納させることができる。

(入館料の減免)

第三条 知事は、特別の理由があると認めるときは、入館料を減免することができる。

(入館料の不還付)

第四条 既に徴収した入館料は、還付しない。ただし、知事は、入館料を納付した者の責めに帰することができない理由により水族館に入館することができなくなった場合その他特に必要があると認められた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者)

第五条 水族館の管理は、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、水族館の管理を行おうとするものの申請により行う。

3 知事は、前項の申請があったときは、次に掲げる基準に適合していると認めるもののうちから指定管理者を指定するものとする。

一 職員、収支その他の事項についての水族館の管理の実施に関する計画が当該管理の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により、県が設置する公の施設の管理に係る指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しないものは、第二項の申請をすることができない。

(指定管理者の業務)

第六条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 施設及び設備の維持管理に関する業務

二 魚、海獣等の飼育に関する業務

三 水族館の利用の促進に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、水族館の管理に関し知事が必要と認める業務

(管理の基準)

第七条 指定管理者は、開館時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って水族館の管理を行わなければならない。

(利用料金の收受)

第八条 第五条第一項の規定により水族館の管理を指定管理者に行わせるときは、指定管理者は、水族館に入館する者から利用料金を自己の収入として收受するものとする。この場合において、第二条から第四条までの規定は、適用しない。

(利用料金の承認)

第九条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 知事は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしななければならない。

一 別表に定める範囲内であること。

二 第六条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。

三 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を水族館において公衆の見やすいように掲示しておかななければならない。

(利用料金の減免)

第十条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第十一条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、利用料金を納付した者の責めに帰することができない理由により水族館に入館することができなくなった場合その他特に必要があると認められた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(公告)

第十二条 知事は、次に掲げる場合には、その旨(第三号に掲げる場合にあつては、利用料金)を公告するものとする。

- 一 指定管理者を指定したとき。
- 二 指定管理者の指定を取り消したとき。
- 三 利用料金を承認したとき。

(規則への委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第五条、第九条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

別表 (第二条、第九条関係)

区 分	普 通 料 金		入 館 料 の 額
	一	小学校児童及び中学生生徒	
券 (有効期間一年)	一	小学校児童及び中学生生徒	一人一回につき 八〇〇円
	一般	一般	一人一回につき 四〇〇円
回数	入館の回数に応じた普通料金の総額を超えない範囲内において規則で定める額		一人一回につき 八〇〇円
定 期	一人につき普通料金の額に四を乗じて得た額を超えない範囲内において規則で定める額		

備考

- 一 この表における「小学校児童及び中学生生徒」には、これらの者に準ずる者を含むものとする。
- 二 第五条第一項の規定により水族館の管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの表の適用については、同表中「入館料の額」とあるのは、「利用料金の上限額」とする。

秋田県建設業者許可証明等手数料徴収条例及び秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第八十五号

秋田県建設業者許可証明等手数料徴収条例及び秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(秋田県建設業者許可証明等手数料徴収条例の一部改正)

第一条 秋田県建設業者許可証明等手数料徴収条例(昭和四十七年秋田県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県建設業者許可内容証明書交付等手数料徴収条例

第一条中「第三条に規定する建設業者の許可に関する証明及び同法第二十七条の二十三に規定する経営事項の審査に関する証明」を「以下「法」という。の規定による建設業の許可の内容の証明書の交付」に、「する者」を「する者等」に改める。

第二条各号を次のように改める。

- | | | | |
|---|--------------------------------------|-------|---------|
| 一 | 法第三条第一項の規定による建設業の許可の内容の証明書の交付 | 一通につき | 六百円 |
| 二 | 法第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価の結果の証明書の交付 | 一通につき | 六百円 |
| 三 | 法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の証明書の交付 | 一通につき | 六百円 |
| 四 | 法第二十七条の三十五第一項の規定による経営状況分析の申請 | 一件につき | 一万五千九百円 |
| 五 | 法第二十七条の三十五第一項の規定による経営状況分析の結果の証明書の交付 | 一通につき | 六百円 |
- 第三条中「交付するとき」の下に「又は経営状況分析の申請があつたとき」を加える。

(秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 秋田県標準事務関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項各号列記以外の部分中「申請」の下に「又は請求」を加え、同項第六号中「第二十七条の二十三第一項」を「第二十七条の二十六第一項」に、「経営事項審査」を「経営規模等評価」に、「二万四千四百円と二千五百円に審査」を「八千円と二千三百円に評価」に改め、同項に次の一号を加える。

七 法第二十七条の二十九第一項の規定に基づく総合評定値の通知の請求

四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

第二十二條第二項及び第三項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成十六年三月一日から施行する。
- 2 公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律第九十六号）第二条の規定による改正前の建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第二項に規定する経営事項審査に係る申請書の内容の証明書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

秋田県立武道館条例をここに公布する。

平成十五年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第八十六号

秋田県立武道館条例

（設置）

第一条 スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、秋田県立武道館（以下「武道館」という。）を秋田市新屋字砂奴寄二番地の二に設置する。

（使用の許可）

第二条 武道館を使用しようとする者は、秋田県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

（使用の許可の取消し等）

第三条 教育委員会は、次のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 教育委員会の指示に従わなかったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、武道館の管理上支障が生じたとき。

（使用料の徴収）

第四条 武道館を使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、武道館を使用させるときに徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させることができる。
(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第六条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により武道館を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者)

第七条 武道館の管理は、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、武道館の管理を行おうとするものの申請により行う。

3 教育委員会は、前項の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合していると認めるもののうちから指定管理者を指定するものとする。

一 職員、収支その他の事項についての武道館の管理の実施に関する計画が当該管理の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定により、県が設置する公の施設の管理に係る指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しないものは、第二項の申請をすることができない。

5 教育委員会は、指定管理者を指定し、又はその指定を取り消したときは、その旨を公告するものとする。

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

二 施設及び設備の維持管理に関する業務

三 武道館の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、武道館の管理に関し教育委員会が必要と認める業務

2 前条第一項の規定により武道館の管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、第二条中「秋田県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」とあり、及び第三条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開館時間及び休館日に関する基準その他の教育委員

会規則で定める管理の基準に従って武道館の管理を行わなければならない。
(規則への委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第七条の規定は、公布の日から施行する。

(重要な公の施設等の範囲を定める条例の一部改正)

2 重要な公の施設等の範囲を定める条例(昭和三十九年秋田県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十三 武道館

第三条に次の一号を加える。

十三 武道館

別表(第四条関係)

一 貸切使用する場合の使用料

(一) 大道場の使用料

区 分	使 用 料 の 額	
	使用者が児童生徒のために使用する時	使用者が児童生徒以外の者のために使用する時
午前九時前 の時間一時 間につき	一、四〇〇円	二、八〇〇円
午前九時から 正午まで	四、二〇〇円	八、四〇〇円
午後一時か ら午後五時 まで	五、六〇〇円	一一、二〇〇円
午後六時か ら午後九時 まで	四、二〇〇円	八、四〇〇円
午前九時か ら午後五時 まで	九、八〇〇円	一九、六〇〇円
午後一時か ら午後九時 まで	一一、二〇〇円	二二、四〇〇円
午前九時か ら午後九時 まで	一五、四〇〇円	三〇、八〇〇円
午後九時後 の時間一時 間につき	二、八〇〇円	五、六〇〇円

収 しない 場合

アマチュアス
ポーツに使用
するとき

使用者が児童生徒以外の者
のために使用する時

使用者が児童生徒のために
使用する時

二、八〇〇円

一、四〇〇円

八、四〇〇円

四、二〇〇円

一一、二〇〇円

五、六〇〇円

八、四〇〇円

四、二〇〇円

一九、六〇〇円

九、八〇〇円

二二、四〇〇円

一一、二〇〇円

三〇、八〇〇円

一五、四〇〇円

五、六〇〇円

二、八〇〇円

入 場 料 を 徴 収 す る 場 合								入 場 料 を 徴	
その他の催物 に使用するとき				アマチュアス ポーツに使用 するとき				その他の催物に使用するとき	
営利を目的とする催物 であるとき		営利を目的 としなない催 物であるとき		使用者が児童生徒のために 使用するとき		使用者が児童生徒以外の者 のために使用するとき		平 日	土曜日・日 曜日・休日
土曜日・日 曜日・休日	平 日	土曜日・日 曜日・休日	平 日	土曜日・日 曜日・休日	平 日	土曜日・日 曜日・休日	平 日	土曜日・日 曜日・休日	
七〇、二〇〇円	五八、五〇〇円	三五、一〇〇円	二九、三〇〇円	五、六〇〇円	二、八〇〇円	一三、四〇〇円	一一、二〇〇円	一三、四〇〇円	
二二〇、六〇〇円	一七五、五〇〇円	一〇五、三〇〇円	八七、九〇〇円	一六、八〇〇円	八、四〇〇円	四〇、二〇〇円	三三、六〇〇円	四〇、二〇〇円	
二八〇、八〇〇円	二三四、〇〇〇円	二四〇、四〇〇円	二二七、二〇〇円	二二、四〇〇円	一一、二〇〇円	五三、六〇〇円	四四、八〇〇円	五三、六〇〇円	
二二〇、六〇〇円	一七五、五〇〇円	一〇五、三〇〇円	八七、九〇〇円	一六、八〇〇円	八、四〇〇円	四〇、二〇〇円	三三、六〇〇円	四〇、二〇〇円	
四九一、四〇〇円	四〇九、五〇〇円	二四五、七〇〇円	二〇五、一〇〇円	三九、二〇〇円	一九、六〇〇円	九三、八〇〇円	七八、四〇〇円	九三、八〇〇円	
五六一、六〇〇円	四六八、〇〇〇円	二八〇、八〇〇円	二三四、四〇〇円	四四、八〇〇円	二二、四〇〇円	一〇七、二〇〇円	八九、六〇〇円	二〇七、二〇〇円	
七七一、二〇〇円	六四三、五〇〇円	三六六、一〇〇円	三三三、三〇〇円	六一、六〇〇円	三〇、八〇〇円	一四七、四〇〇円	一一三、二〇〇円	一四七、四〇〇円	
一四〇、四〇〇円	一一七、〇〇〇円	七〇、二〇〇円	五八、六〇〇円	一一、二〇〇円	五、六〇〇円	二六、八〇〇円	二二、四〇〇円	二六、八〇〇円	

備考

- 一 午前九時前の使用又は午後九時後の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
 - 二 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、武道館の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
 - 三 この表において「児童生徒」とは、幼児並びに小学校児童、中学生生徒及び高等学校生徒（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。
 - 四 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日をいう。
 - 五 使用者が入場料を徴収しない場合で、営業その他これに類する目的をもって使用するとき、入場料を徴収する場合は使用料を徴収する。
- (二) 大道場以外の施設の使用料

区 分	小 道 場		柔 道 場		剣 道 場		近 的 弓 道 場		遠 的 弓 道 場		相 撲 場		屋 外 相 撲 場	
	使用者が児童生徒のために使用する時	使用者が児童生徒以外の者のために使用する時	使用者が児童生徒のために使用する時	使用者が児童生徒以外の者のために使用する時	使用者が児童生徒のために使用する時	使用者が児童生徒以外の者のために使用する時	使用者が児童生徒のために使用する時	使用者が児童生徒以外の者のために使用する時	使用者が児童生徒のために使用する時	使用者が児童生徒以外の者のために使用する時	使用者が児童生徒のために使用する時	使用者が児童生徒以外の者のために使用する時	使用者が児童生徒のために使用する時	使用者が児童生徒以外の者のために使用する時
使 用 料 の 額	午前九時前 の時間一時 間につき	八〇〇円	一、六〇〇円	一、一〇〇円	二、二〇〇円	四〇〇円	八〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円	四〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円	四〇〇円
	午前九時から 正午まで	二、四〇〇円	四、八〇〇円	三、三〇〇円	六、六〇〇円	一、二〇〇円	二、四〇〇円	六、六〇〇円	六、六〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	六、六〇〇円	六、六〇〇円	一、二〇〇円
	午後一時か ら午後五時 まで	三、二〇〇円	六、四〇〇円	四、四〇〇円	八、八〇〇円	一、六〇〇円	三、二〇〇円	八、八〇〇円	八、八〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	八、八〇〇円	八、八〇〇円	一、六〇〇円
	午後六時か ら午後九時 まで	二、四〇〇円	四、八〇〇円	三、三〇〇円	六、六〇〇円	一、二〇〇円	二、四〇〇円	六、六〇〇円	六、六〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	六、六〇〇円	六、六〇〇円	一、二〇〇円
	午前九時か ら午後五時 まで	五、六〇〇円	一一、二〇〇円	七、七〇〇円	一五、四〇〇円	三、八〇〇円	五、六〇〇円	一五、四〇〇円	一五、四〇〇円	三、八〇〇円	三、八〇〇円	一五、四〇〇円	一五、四〇〇円	三、八〇〇円
	午後一時か ら午後九時 まで	六、四〇〇円	一二、八〇〇円	八、八〇〇円	一七、六〇〇円	三、二〇〇円	六、四〇〇円	一七、六〇〇円	一七、六〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円	一七、六〇〇円	一七、六〇〇円	三、二〇〇円
	午前九時か ら午後九時 まで	八、八〇〇円	一七、六〇〇円	一二、二〇〇円	二四、二〇〇円	四、四〇〇円	八、八〇〇円	二四、二〇〇円	二四、二〇〇円	四、四〇〇円	四、四〇〇円	八、八〇〇円	八、八〇〇円	四、四〇〇円
	午後九時後 の時間一時 間につき	一、六〇〇円	三、二〇〇円	二、二〇〇円	四、四〇〇円	八〇〇円	一、六〇〇円	四、四〇〇円	四、四〇〇円	八〇〇円	八〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	四〇〇円

備考

一 午前九時前の使用又は午後九時後の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があると
きは当該端数を一時間とする。

近 的 弓 道 場	剣 道 場	柔 道 場	小 道 場	明			区 分	使 用 の 単 位	使 用 料 額	
				大 道 場					アマチュアスポーツに使用する 場合	その他の催物に使用する 場合
				三分の二減灯使用	二分の一減灯使用	全灯使用				
								一、九〇〇円	三、八〇〇円	
								九五〇円	一、九〇〇円	
								六五〇円	一、三〇〇円	
								一一〇円	二四〇円	
								一一二〇円	四四〇円	
								一七〇円	三四〇円	
								一三〇円	二六〇円	

(四) 備考 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
照明・暖房・冷房使用料

温 水 シ ャ ワ ー	放 送 設 備	会 議 室	区 分	使 用 の 単 位	使 用 料 額	
					アマチュアスポーツに使用する 場合	その他の催物に使用する 場合
					二八〇円	五六〇円
					七〇〇円	一、四〇〇円
					一一〇円	二二〇円

(三) 二 この表において「児童生徒」とは、幼児並びに小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。
附属施設・設備使用料

備考 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
 二 個人が使用する場合の使用料

冷		房				暖		房				照		
相撲場	近 的 弓 道 場	剣 道 場	柔 道 場	小 道 場	大 道 場	相撲場	近 的 弓 道 場	剣 道 場	柔 道 場	小 道 場	大 道 場	屋 外 相 撲 場	相 撲 場	遠 的 弓 道 場
一 時 間 に つ き														
七〇円	二〇〇円	一四〇円	一七〇円	一〇〇円	四〇〇円	八〇円	二五〇円	一八〇円	三〇〇円	一二〇円	五〇〇円	二〇円	六〇円	一〇〇円
一四〇円	四〇〇円	二八〇円	三四〇円	二〇〇円	八〇〇円	一六〇円	五〇〇円	三六〇円	六〇〇円	二四〇円	一、〇〇〇円	四〇円	一二〇円	二〇〇円

区 分	使 用 の 単 位	使 用 料 の 額
小学校児童及び中学校生徒 高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	午前九時から正午まで、正午から午後五時まで及び午後五時から午後九時までのそれぞれの時間帯ごとに一人につき	一四〇円
一 般		二四〇円

備考 この表における「小学校児童及び中学校生徒」及び「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。

発行者 秋 田 県
 秋田市山王四丁目一番一号
 購読料金 一月三千五百円

印刷者 印刷所

秋田株式会社
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(862)八七六六
 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp

